

市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 指定の更新を行う法人

- (1) 法人の名称  
特定非営利活動法人アイ・アム

- (2) 改正の内容  
個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、別表を改正します。

2 条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 S T スポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで
特定非営利活動法人 たんぽぽ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 ユースポート横濱	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぶらす	戸塚区戸塚町145番地の6	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで

指定更新に  
伴い削除

指定更新に  
伴い追加

3 施行期日

令和7年8月1日

## 4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

### 第三百四条の七

（略）

（四）特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

## 市税条例（抜粋）

（寄附金税額控除の対象となる条例で定める寄附金）

### 第29条の4の3

（略）

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）別表の左欄に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同欄に掲げる特定非営利活動法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内に支出されたものに限る。）とする。

## 5 参考資料

- (1) 指定の更新を申し出た法人の概要 別紙1
- (2) 指定の更新の申出に係る審査等の経過 別紙2
- (3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抄） 別紙3

## 指定の更新を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム
代表者の氏名	理事長 小俣 典之
主たる事務所の所在地	横浜市磯子区汐見台2丁目3番地の3
設立年月日	平成18年9月8日
定款に記載されている目的	この法人は、障害のある方や高齢者を援助する事業を行い、障害者等が地域において主体的に暮らせるようなサービスを提供し、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
活動地域	磯子区全域及び港南区、金沢区の一部

## 指定の更新の申出に係る審査等の経過

### 1 指定及び指定の更新の申出の受付

令和6年12月1日から令和7年1月31日まで指定及び指定の更新の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人アイ・アムから指定の更新の申出がありました。

### 2 申出法人の審査

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

#### (1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

#### (2) 実態確認調査

令和7年2月28日に法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

#### (3) 欠格事由の照会

神奈川県警察等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

#### (4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定の更新について、令和7年3月21日に、横浜市市民協働条例第17条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の更新をすることは妥当であるとの意見をいただきました。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(抄)

平成24年12月28日

条例第59号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3第2項の期間を別表のとおり定める。

(附則省略)

別表

(平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・令4条例23・令4条例42・令5条例17・令5条例34・一部改正)

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人S T スポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで
特定非営利活動法人たんぽぽ会	旭区笛野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人ユースポート横濱	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人こまちぶらす	戸塚区戸塚町145番地の6	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで